

後期高齢者医療被保険者に対する はり、きゅう施術費の助成は、 1日1回、1ヶ月に5回までです。

被保険者の健康の保持増進のため、広域連合が指定した施術師から受ける「はり」、「きゅう」について、施術費の一部を助成していますが、下記の事項に十分注意して、適正なご利用をお願いいたします。

対 象 者	長崎県後期高齢者医療の被保険者
対 象 施 術	広域連合が指定する施術師が行う はり、きゅう ※ ① 保険診療による施術（医師が必要と認めた施術） ② ①の施術と同じ日に同じ施術所で受けた施術 は、助成の対象外です。
助 成 内 容	施術 1 回につき 700 円の助成 助成の対象となる施術は 1 日 1 回とし、1 ヶ月に 5 回を超えることはできません。※
助 成 の 受 け 方	被保険者証または資格確認書を提示して施術を受けることで、施術費の一部が助成されます。（なお、施術確認のため被保険者氏名の記載もしくは押印が必要です。）

※ 複数の施術所で施術を受けることで回数制限を超えた場合、その超過分について、被保険者の方から返還していただく場合があります。

（例）被保険者 A さんが、令和 7 年 4 月に〇〇施術所で 4 回、××施術所で 3 回の施術を受けた場合、1 ヶ月で計 7 回となり、2 回の回数超過となります。

【お問い合わせ先】 長崎県後期高齢者医療広域連合 事業課

電話：095-816-3930